

予防研修会を実施しました



中消防署職員研修の一環として、平成29年度から予防研修会を実施しました。

消防における予防業務は唯一能動的な業務であり、平成13年に新宿歌舞伎町で起きた雑居ビル火災等のような社会的影響の高い火災を受け様々な法改正が行われ、積極的に査察、違反処理等を行うことが求められています。

市民の安全を**事前に守る**ための予防業務は、消火活動や救助活動と比較し、消防のイメージではないと思われがちではありますが、非常に重要な業務といえます。

法文の解釈や火災予防のためのポイントなどを教養し、査察時に適切な指導をすることでより安全な建物にしていく、いわば安全な街づくりを目指しています。

火災での被害者を一人でも減らすため、継続してこの研修会を実施していきます。

那賀消防組合では平成31年4月から違反建物の公表制度も開始されますので、ホームページの閲覧もよろしく願います。

～研修内容～

- ① 少量危険物について
- ② 消防用設備等（消火・避難設備）について
- ③ 消防用設備等（警報設備）について